

特記仕様書

工事名：大雪山国立公園銀河流星の滝園地遊歩道改修工事

1, 一般事項

1) 共通仕様書の適用

- 1 本工事は、北海道森林土木工事共通仕様書（令和8年3月改訂版）及び自然公園等工事共通仕様書（自然公園編）（令和8年3月改訂版）に基づき実施すること。

2) 概数の適用

- 1 工事数量総括書の工事内訳書等の「適用」又は「備考」欄に（概）又は「概数」と記して示した数量は、概数であり、現地の状況に応じて設計変更をする。
なお、設計上過大な出来高に対して変更するものではないので留意すること。
- 2 この工事においては、設計変更に係る図書を作成（設計変更図の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることがある。
この場合、発注者と受注者は別途協議するものとする。
- 3 概数に係る工事の施工に当たっては、施工図等を作成の上、工事監督員と協議すること。
- 4 概数に係る標準図は、標準的な施工図、又は出来形を示すものであり、現地の状況等に応じて受注者は照査のうえ、工事を実施するものとする。
なお、施工内容で変更の必要が生じた場合は、工事監督員と協議のうえ設計変更を行う。

3) 標準図

- 1 標準的な施工図、又は出来形を示すものであり、現地の状況に応じて受注者は十分照査の上、工事を施工するものとする。なお、施工内容で変更の必要が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上設計変更を行う。

2, 工程関係

1) 関係機関との協議状況

- 1 本工事においては、大雪山国立公園内で行う北海道の自然公園事業であるため、現在環境省と公園事業執行承認事項変更協議中であり、令和8年7月下旬頃現場着手可能予定である。
- 2 本工事区域は層雲峡風致探勝林に指定されており、現在層雲峡風致探勝林・上川浮島風景管理運営協議会と協議中であり、令和8年7月下旬頃現場着手可能予定である。

2) 施工時期の制約等

- 1 本工事の工事施工箇所は、山岳地に位置しており、11月中旬頃から降雪により現地作業が困難になる可能性が高いため、施工に当たっては十分に留意すること。
- 2 本工事区域は、国内外から多くの観光客が訪れる観光地に位置しており、特に9月中旬～10月上旬の紅葉の時期には観光客で混雑することもある。工事期間中は、各工事施工箇所において観光客が安全に通行できるように十分配慮すること。

3, 公害対策関係

1) 工事公害防止のための制限

1 排出ガス対策型機械の使用について

- 1 本工事において下表に示す建設機械（機種）を使用する場合は、建設現場の作業環境の改善及び大気環境の保全を図るため、排出ガス対策型機械（以下、「排対型機械」という。）を使用することを原則とする。
- 2 排対型機械を使用できない場合で、排出ガス浄化装置を装着した建設機械（以下「排ガス浄化機械」という。）を使用する場合は、排対型機械を使用する場合と同等とみなす。
- 3 ただし、リース会社に在庫が無い、自社持ち機械を使用する、浄化装置を装着できない等の理由により排対型機械又は排ガス浄化機械を使用できない場合は理由書を監督員に提出すること。
- 4 施工計画書の主要機械計画表に、排対型機械又は排ガス浄化機械を使用するか、それ以外の非対型機械を使用するかを明記すること。
- 5 本工事において、使用する排対型機械又は排ガス浄化機械の指定ラベル又は認定ラベル及びその施工等が確認できる写真撮影を行い、監督員に提出すること。
- 6 排対型機械又は排ガス浄化機械を使用できない場合については、設計変更の対象とする。

機 種	単 位	規 格
バックホウ（油圧クローラー）（超低騒音型）	m ³	0.28, 0.45, 0.50, 0.8, 1.10, 1.40
ホイールクレーン（油圧式）（超低騒音型）	t 吊	4.8, 45

備考1 小型バックホウ及びバックホウの規格は山積の標準バケット容量である。

4, 残土、産業廃棄物等関係

1) 残土処理の指定等

- 1 本工事で発生する残土については、次のとおりとする。
土砂：盛土又は植生土のうち詰材として園地内で使用

2) 建設リサイクル法等

- 1 この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）（以下建設リサイクル法）に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である
- 2 建設リサイクル法に係る特定建設資材（コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルトコンクリート）を用いた工作物等の解体においては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則」に定められた方法により分別解体等を行うこと。
分別解体等を実施する者（下請け含む）は、建設業法の土木工事業、建築工事業、とびに係る第3条第1項の許可を受けた者か、解体工事業登録を受けた者が施工すること。
また、解体工事業登録を受けた者が分別解体等を実施する場合は、分別解体等を実施する場所において解体工事業に係る解体工事業に係る登録等に関する省令に定められた解体工事業者登録票を掲示し、解体工事登録者が選任した建設リサイクル法に規定される技術管理者に、その分解解体等を監督させなければならない。
- 3 分別解体等によって発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊・発生木材）は、次のとおり再資源化することとするが、受注者によって適正な処理施設を選定し、施工計画書に建設廃棄物における適正処理計画について記載すること。また、処分場所については積算場の明示条件であり、処分場所を指定するものではない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。また、変更が生じた場合は必要な資料を提出の上、工事監督員と協議すること。
- 4 コンクリート殻（無筋）
 - (1) 処分場所：（株）興建
 - (2) 運搬方法：片道距離17.6km
 - (3) 処理方法：再資源化
 - (4) 受入条件：粒径 30cm程度

特定建設資材廃棄物	搬出数量	再資源化施設名	所在地
コンクリート殻（無筋）	5.8	（株）興建	上川郡上川町字日東470番2

- 5 本設計図書において発生しないものとしている種類の特定建設資材廃棄物であっても、受注者の都合により実際に発生させ、廃棄物として処分する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、建設リサイクル法第13条及び分別解体等省令第4条に基づく協議書の別記様式を準用し、「4 再資源化等をするための施設の名称及び所在地」欄に必要な事項を記載して、工事監督員の確認を受けること。

3) 産業廃棄物処理の指定等

- 1 本工事で発生する「木くず、伐採木、金属くず」は産業廃棄物であるため廃棄物処理法に基づき適正に処理すること。
- 2 産業廃棄物の処理については、次により積算しているが、処理場所を指定するものではない。なお、受注者の提示する処理施設と積算上想定している処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。また、変更が生じた場合は、必要な資料を提出の上、工事監督員と協議すること。

区分	処理場所	運搬距離
木くず	旭東清掃株式会社 北海道旭川市江丹別町芳野5番	片道75.5km
伐採木	（株）十商カムイ 旭川市神居町共栄401番1	片道81.5km
金属くず	愛別町外3町塵芥処理組合 北海道上川郡愛別町字金富1064番地	片道47.9km

- 3 産業廃棄物の処理を委託する場合は、許可内容を確認し、収集運搬業者及び処分業者などと事前に書面により委託契約を行うとともに、建設廃棄物管理票（マニフェスト）を提出すること。

4) 北海道循環資源利用促進税（以下、「循環税」という）について

- 1 当該工事で発生する産業廃棄物が平成18年10月1日以降、道内の最終処分場に直接搬入される場合または、中間処理場に搬入される場合でも、減量化・リサイクル等により残さ等が発生し最終処分場に搬入される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。

5. 安全対策関係

1) 安全・訓練等の実施

- 1 本現場施行にあたり、労働安全衛生法等に基づき行う日々の安全教育のほか、本工事現場に即した安全・訓練等について、全ての作業員を対象に次の実施項目の中から選択し、現場に即した内容を毎月半日以上頻度で実施するものとする。
 - 1 安全活動のビデオ等による視覚教育
 - 2 安全関係法令等の周知
 - 3 工事内容等の周知
 - 4 安全衛生活動に関する手法の習得
 - 5 安全衛生活動の前月の反省と評価
 - 6 当月の作業内容と安全目標の徹底及び実践的指導
 - 7 災害対策訓練
 - 8 本工事現場で予想される事故対策
 - 9 その他、安全・訓練等として必要な事項

2) 安全・訓練に関する施工計画の作成

- 1 本現場施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等に具体的な計画を作成し、工事監督員に提出するものとする。

3) その他安全対策

- 1 園路入口等に工事概要、工事期間等を記載した工事看板を掲出することにより、一般利用者が工事区域内へ立ち入らないよう周知を行うこと。

4) 留意事項

- 1 隣接する石狩川については、河道幅が狭く急激な水位上昇し易い河川状況で、降雨時は特に注意が必要であり、さらに近傍の大雪山ダム放流による急激な水位上昇も可能性があるため、施工中の水位上昇による建設災害を十分に注意する必要がある。

6, その他

1) 現場環境改善について

- 1 現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施することを目的とする。
- 2 現場環境改善の実施内容については、次のとおりとする。
 - (1) 別表より、実施する項目を選択する。
 - (2) 実施内容は、仮設備関係、安全関係、営繕関係、地域連携のうち5項目を基本とし、具体的な実施内容、実施時期については、施工計画書を提出する際に協議する。

別表

計上項目	実施する項目
仮設備関係	<ul style="list-style-type: none"> ・用水・電力等の供給設備 ・緑化・花壇 ・ライトアップ施設 ・見学路及び椅子の設置 ・昇降設備の充実 ・環境負荷の低減
安全関係	<ul style="list-style-type: none"> ・工事標識・照明等安全施設の現場環境改善（電光式標識等） ・盗難防止対策（警報機等） ・避暑（熱中症予防）・防寒対策
営繕関係	<ul style="list-style-type: none"> ・現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む。） ・労働者宿舎の快適化 ・デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ・現場休憩所の快適化 ・健康関連施設及び厚生施設の充実等
地域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・完成予想図 ・工法説明図 ・工事工程表 ・デザイン工事看板（各工事PR 看板含む） ・見学会等の開催（イベント等の実施含む） ・見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ・パンフレット・工法説明ビデオ ・地域対策費等（地域行事等の経費を含む） ・社会貢献

- 3 工事完了時には、現場環境改善の実施状況がわかる写真等の資料を提出する。

2) 工期設定関係

- 1 本工事の契約の工期終了日は令和9年1月29日とする。

3) 冬期施工関係

- 1 当工事の除雪について、当初設計では計上していないが、異常気等により積雪量が通常と著しく差異が生じた場合は工事監督員と協議すること。

4) 工事施行成績評定

- 1 本工事は施行成績評定対象工事である。

5) 地域経済への配慮

- 1 当該工事については、地域の経済対策を考慮し、資材調達や労務等の手配などを速やかに行うこと。

6) 現場不適合について

- 1 当該工事の施工に際し、設計図書と現場条件の不一致が発見された場合は、直ちに工事監督員に報告し、協議すること。

7) 社内検査

- 1 工事完成後、不可視となる部分については必ず社内検査を実施し、その結果について工事監督員にその都度報告すること。
 なお、社内検査の実施に際し、社内検査実施項目、実施時期、検査方法、確認頻度について施工計画書に明記すること。

8) 現場代理人について

- 1 請負契約書第9条に定める「現場代理人」は、必要な場合は複数定めることとする。なお、複数定める場合は分担する権限の内容を施工計画書に明記すること。

9) 主任技術者又は監理技術者の専任期間

- 1 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定めるものとする。
- 2 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は発注者が工事完成検査を実施し、工事受渡書を交付した日とする。

10) ワンデーレスポンスの実施（試行）について

- 1 この工事は、ワンデーレスポンス試行対象工事である。
「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」若しくは「翌日」の一両日中に回答する取組である。（「翌日」が閉庁日の場合は、翌開庁日とする。）
ただし、一両日に回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、受注者が次の段取りができるような回答を「その日のうち」若しくは「翌日」の一両日中に行う事とする。
- 2 受注者は、ワンデーレスポンスを要する場合、事実が確認できる資料を添付のうえ、工事施工協議簿の右上余白に「【ワンデーレスポンス対象協議】」と記載し、工事監督員に提出すること。
- 3 受注者は、2の協議について、必要に応じ「協議事項」欄に「【回答期限日】」を記載すること。
- 4 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。

11) 森林土木事業に係る電子納品の実施について

- 1 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品の運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン【森林土木工事編】（平成27年7月）」（以下「ガイドライン」という。）に基づくものとし、受注者の体制や準備の状況を考慮し工事監督員と協議のうえ、電子化の範囲等を決定しなければならない。なお、ガイドラインは最新版を使用すること。
- 2 成果品はガイドラインに基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R等）で正副1部提出する。ガイドラインに記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、ガイドラインの解釈に疑義がある場合は工事監督員と協議のうえ電子化の是非を決定する。
なお、電子化の困難な資料及び工事施工協議簿、工事旬報等の押印された書類、出来形図、代表写真については、紙による成果品を1部納品する。
- 3 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステム（土木）（国土交通省）または市販のチェックシステム（ガイドラインに準拠したもの）によるチェックを行い、エラーのないことを確認する。なお、電子納品チェックシステム（土木）を使用する場合、国土交通省の要領とガイドラインに差異のある箇所についてはチェックを行わなくてもよい。（目視などでチェックを行う）チェックを行った後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。
- 4 ガイドラインについては、北海道水産林務部総務課のHP（下記URL参照）からダウンロードすることが出来る。
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/O3kanrig/kanri_group.htm

7, 施工

8, 提出書類

1) 契約後速やかに提出するもの

- 1 工事工程表・現場代理人等指定通知書・施工体制台帳1及び4・現場代理人等の経歴書・建設業退職金共済掛金収納書・共同企業体編成表(JVのみ)・積算労務単価報告書・法定外労災保険の保険証券の写し又は加入証明書の原本

2) 工事完成時に提出しなければならないもの

- 1 工事完成通知書・工事完成写真(施工前・完成(撮影月日の記入))・建設業退職金共済証紙貼付実績書・建設業退職金共済証紙貼付内訳書(元請負人(下請負人を含む)が作成し保管)・技能士活用状況報告書(実績)・北海道グリーン購入基本方針に基づく「令和元年度環境物品等の調達実績(公共工事)」及び「令和元年度環境物品等の調達実績(北海道認定リサイクル製品及び北海道リサイクルブランド)」

3) 必要の都度提出するもの

- 1 変更契約書・労働災害の発生について(報告)・労働者死傷病報告
- 2 下請負人選定通知書・下請負人選定通知書(内容変更届)・施工体制台帳2、3・施工体系図・公共工事前払金保証証書・同(写)・前払金使途内訳明細書・前払金使途変更申込書・前払金使途変更承諾書・建設業退職金共済掛金収納書
- 3 工事完成後に、完成図(出来高図)一式を提出すること。また工事成果品のデータ一式をCD等で工事監督員に提出すること。

9, 材料

1) 総則

- 1 当工事施工のため使用する材料は、共通仕様書「第2章材料」に記載されたもののほか次の表のとおりとし、その数量は設計図書による。
ただし、「工事数量総括書」の「備考」欄に『概数』と記して示した数量は、概数であり、必要に応じて設計変更を行う。なお、設計上、過大な出来高に対して変更するものではない。

2) 土のう

- 1 ヤシ繊維土のう袋 幅40cm×長さ60cm